

別紙

諮問第1000号

答 申

1 審査会の結論

「定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の議事録及び添付資料」の一部開示決定において非開示とした情報のうち、別表4に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分は非開示が妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った別表1に掲げる本件開示請求1から9までに対し、東京都選挙管理委員会が平成28年1月21日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 裁判は公開の法廷で行うのが原則とされており、公開の法廷で言い渡された裁判に係る議案の件名、請求の趣旨、事件番号、訴訟経過の日付、裁判所担当部署名、裁判官名、書記官名、裁判所担当部所の電話番号及びFAX番号の開示を求める。これらの情報は、公開情報であるから、開示されなくてはならない。

イ 憲法82条2項ただし書きにおいては、(1) 政治犯罪、(2) 出版に関する犯罪、(3) 憲法で保障する国民の権利が問題となっている事件については、常に公開しなければならないことになっており、例外は認められていない。選挙管理委員会が扱う訴訟は、(1) 政治犯罪及び(3) 憲法で保障する国民の権利が問題となって

いる事件に該当することから、例外なく開示されなくてはならない。

訴訟の情報は、都民が選挙管理委員会の業務にどのような問題を見つけ、その問題がどのように審議され、正されたか、それとも正されなかったのか知る上で非常に有益な情報である。また、この情報は日本国憲法82条により公開情報である。裁判所、原告、被告いずれも憲法による公開の規定に則って訴訟を行っているのである。それらを独断で否定し、公正な選挙実現のための都民からの検証を頑なに拒む東京都選挙管理委員会が一体何を守ろうとしているのかを、踏み込んで審査いただきたい。

ウ 今回非開示となった情報には、申立人自らの情報も含まれている。自らの情報なのに開示を拒むのは、一体何者の権利利益を守るためか、明らかにしていただきたい。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

対象公文書に記載されている「裁判に係る議案の件名」、「請求の趣旨」、「事件番号」、「訴訟経過の日付」、「裁判所担当部署名」、「裁判官名」、「書記官名」及び「裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号」については、それ自体で直ちに個人を識別できるものであるとは認められないが、公にすると受訴裁判所にある訴訟記録と照合することが可能となる情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものとして、条例7条2号に該当することから、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 3月29日	諮問
平成28年 4月20日	新規概要説明（第168回第一部会）
平成28年10月25日	審議（第173回第一部会）
平成28年11月14日	実施機関から理由説明書收受
平成28年11月16日	実施機関から説明聴取（第174回第一部会）
平成28年12月19日	異議申立人から意見書收受
平成28年12月21日	審議（第175回第一部会）
平成29年 1月25日	審議（第176回第一部会）
平成29年 2月28日	審議（第177回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都選挙管理委員会について

東京都選挙管理委員会は、東京都議会による選挙において選出された4名の委員により構成され、公職の選挙に関する事務を所管しており、定例的に開催する定例選挙管理委員会及び必要に応じて臨時で開催する臨時選挙管理委員会があり、当該委員会において審議決定等を行っている。

また、定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会の議事内容は、議事要録として記録している。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件異議申立てに係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求1から9までの開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1から9までに対し、別表1に掲げる各公文書（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書における別表2に掲げる非開示とした情報のうち、「特定個人の氏名」、「年齢」、「生年月日」、「氏名を類推する記載及び住所」、「裁判に係る議案の件名」、「請求の趣旨」、「事件番号」、「訴訟経過の日付」、「裁判所担当部署名」、「裁判官名」、「書記官名」及び「裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号」については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例7条2号に該当するとして、また、「印影」については偽造等による犯罪防止の予防のため、条例7条4号に該当するとして、一部開示決定を行った。

異議申立人は、異議申立書において、実施機関が非開示とした情報のうち、別表3に掲げる本件非開示情報1から8までの開示を求めていると認められることから、審査会は、本件非開示情報1から8までの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

エ 本件非開示情報 1 から 8 までの条例 7 条 2 号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、定例選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会に係る議事録及び添付資料に、別表 3 に掲げる本件非開示情報 1 から 8 までを含む選挙訴訟等に係る情報が記載されていることが確認できた。

(ア) 本件非開示情報 1 から 8 までのうち別表 4 に掲げる部分について

審査会が検討したところ、本件非開示情報 1 から 8 までのうち別表 4 に掲げる部分については、他の情報と照合しても、具体的な訴訟事件を特定するおそれがあるとまではいえず、また、当該部分を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例 7 条 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報 1 から 8 までのうち別表 4 に掲げる部分以外の部分について

本件非開示情報 1 から 8 までのうち別表 4 に掲げる部分以外の部分について検討すると、裁判所が保有する司法行政文書については、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」に基づき開示の申出が認められており、申出の対象となる裁判に関する情報としては、開廷表や予定表等の文書、データが該当するものと考えられ、この開示の申出により、何人たりとも「事件番号」、「事件名」、「口頭弁論の日時」、「裁判官名」、「裁判種別」、「法廷場所」等の情報が得られることが想定される。そこで、仮に本件非開示情報 1 から 8 までのうち別表 4 に掲げる部分以外の部分を公にすることとした場合、これらの開示の申出によって得られた情報と照合することにより、具体的な訴訟事件の特定性は飛躍的に高まるものと考えられる。

よって、本件非開示情報 1 から 8 までのうち、別表 4 に掲げる部分以外の部分については、公にすることにより、裁判所が保有する開廷表や予定表を含む司法行政文書、判例集、インターネットに掲載されている情報等と当該情報を照合することにより、具体的な訴訟事件が特定又は推測される可能性があるものと認められ、その結果、受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとなると考えられることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

異議申立人は、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が規定されていることから、実施機関が扱う訴訟は、日本国の最高法令である憲法（82条、15条及び17条）の規定により公にされている情報に該当するので、本件非開示情報1から8までは開示されるべきである旨主張する。

また、同号ただし書ハにおいて、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、個人に関する情報であっても例外なく公開しなくてはならない情報として規定されていることから、本件非開示情報1から8までのうち「裁判所担当部署名」、「裁判官名」、「書記官名」及び「裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号」の各情報については、同号ただし書ハに該当することから、公開されるべき情報である旨合わせて主張する。

そこで審査会が本件非開示情報1から8までのうち別表4に掲げる部分以外の部分の同号ただし書イ該当性について検討すると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定めている。しかし、裁判所における訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されており、同法92条は秘密保護のための閲覧等の制限について定めていることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

また、裁判所が公表する判例データベース等においても、関係者が個人である場合はその個人名を伏せるなどしており、これは、民事訴訟法で何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる旨定められていても、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。

これらのことから、民事訴訟法に基づく閲覧制度が設けられていること等をもって、本件非開示情報1から8までのうち別表4に掲げる部分以外の部分が、同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

次に、本件非開示情報1から8までのうち別表4に掲げる部分以外の部分の同

号ただし書ハ該当性について検討すると、このただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分についてこれを非開示とする個人情報から除外することを定めたものであって、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、同号ただし書イの規定により開示又は非開示の判断を行うものであると解される。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、「裁判官」及び「裁判所書記官」の職に係る情報の部分については、実施機関において開示していることが確認できた。

加えて、「裁判所担当部署名」、「裁判官名」、「書記官名」及び「裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号」の情報を非開示とすることにより保護されるのは、「裁判所担当部署名」、「裁判官名」、「書記官名」及び「裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号」そのものではなく、当該訴訟記録に記載されている特定の個人名であることから、上記異議申立人の主張を採用することはできない。

さらに、本件非開示情報1から8までのうち別表4に掲げる部分以外の部分は、その内容及び性質から、同号ただし書ロに該当しないことから、これらの情報は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

オ 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、実施機関が行った本件一部開示決定において非開示とした情報には、異議申立人本人の情報が含まれており、当該情報については、権利利益の侵害のおそれがないことから開示すべきである旨主張する。

しかしながら、情報公開制度は広く何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示・非開示の判断は一般的な観点から行い、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。したがって、仮に異議申立人本人の情報が本件対象公文書に含まれているとしても、そのことを理由として条例上の非開示とすべき事由に該当する情報を開示することはできない。

また、異議申立人のその余の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平

別表 1

本件開示請求		本件対象公文書	
1	(1)	平成23年12月26日に行われた平成23年度第24回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	以下同左
	(2)	平成24年2月22日に行われた平成24年度第4回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(3)	平成24年11月14日に行われた平成24年度第20回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(4)	平成24年11月29日に行われた平成24年度第21回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(5)	平成24年12月12日に行われた平成24年度第22回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
2	(1)	平成24年12月20日に行われた平成24年度第23回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(2)	平成25年1月10日に行われた平成25年度第1回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(3)	平成25年12月25日に行われた平成25年度第23回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(4)	平成25年12月11日に行われた平成25年度第22回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(5)	平成25年11月27日に行われた平成25年度第21回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
3	(1)	平成25年11月13日に行われた平成25年度第20回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	

	(2)	平成25年10月23日に行われた平成25年度第19回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(3)	平成25年9月25日に行われた平成25年度第17回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(4)	平成25年9月11日に行われた平成25年度第16回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(5)	平成25年8月28日に行われた平成25年度第15回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
4	(1)	平成25年7月24日に行われた平成25年度第14回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(2)	平成25年7月10日に行われた平成25年度第13回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(3)	平成25年6月26日に行われた平成25年度第12回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(4)	平成25年6月12日に行われた平成25年度第11回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(5)	平成25年5月22日に行われた平成25年度第10回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
5	(1)	平成25年5月8日に行われた平成25年度第9回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(2)	平成25年4月24日に行われた平成25年度第8回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(3)	平成25年4月11日に行われた平成25年度第7回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(4)	平成25年3月27日に行われた平成25年度第6回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(5)	平成25年3月13日に行われた平成25年度第5回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て	

6	(1)	平成25年2月27日に行われた平成25年度第4回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(2)	平成26年1月8日に行われた平成26年度第1回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(3)	平成26年7月23日に行われた平成26年度第14回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(4)	平成27年1月14日に行われた平成27年度第1回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(5)	平成27年1月28日に行われた平成27年度第2回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
7	(1)	平成27年3月25日に行われた平成27年度第6回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(2)	平成27年4月8日に行われた平成27年度第7回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(3)	平成27年5月13日に行われた平成27年度第9回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(4)	平成27年5月27日に行われた平成27年度第10回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(5)	平成25年1月23日に行われた平成25年度第2回定例選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
8	(1)	平成25年1月30日に行われた平成25年度第1回臨時選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(2)	平成25年7月21日に行われた平成25年度第5回臨時選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(3)	平成25年7月4日に行われた平成25年度第4回臨時選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て
	(4)	平成25年6月23日に行われた平成25年度第3回臨時選挙 管理委員会の議事録及び添付資料の全て

	(5)	平成25年6月14日に行われた平成25年度第2回臨時選挙管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
9	(1)	平成26年2月9日に行われた平成26年度第2回臨時選挙管理委員会の議事録及び添付資料の全て	
	(2)	平成26年12月14日に行われた平成26年度第5回臨時選挙管理委員会の議事録及び添付資料の全て	

別表2

本件一部開示決定において非開示とした情報		開示しないこととする根拠規定
1	特定の個人の氏名、年齢、生年月日、氏名を類推する記載及び住所	条例7条2号
2	裁判に係る議案の件名、請求の趣旨、事件番号、訴訟経過の日付、裁判所担当部署名、裁判官名、書記官名、裁判所担当部署の電話番号及びFAX番号	条例7条2号
3	印影	条例7条4号

別表3

	本件非開示情報	別表1に掲げる本件対象公文書	開示しないこととする根拠規定
1	裁判に係る議案の件名	2 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)	条例7条2号
		3 (1)、(3)、(5)	
		4 (1)、(2)、(5)	
		5 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
		6 (2)、(3)、(4)、(5)	
		7 (1)、(2)、(3)、(4)	

		8 (1)、(3)	
		9 (2)	
2	請求の趣旨(上告の請求の趣旨、請求の原因、上告人の主張、訴状の概要を含む。)	3 (1)、(3)、(5)	
		5 (3)	
		6 (2)、(5)	
		8 (3)	
		9 (2)	
3	事件番号	2 (1)、(2)	
		3 (3)、(4)、(5)	
		5 (3)、(4)、(5)	
		6 (1)、(4)、(5)	
		8 (1)	
4	訴訟経過の日付	2 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
		3 (1)、(3)、(4)、(5)	
		4 (1)、(2)、(5)	
		5 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
		6 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
		7 (1)、(2)、(3)、(4)	
		8 (1)、(3)	
		9 (2)	
5	裁判所担当部署名	2 (1)、(2)、(3)、(5)	
		3 (1)、(5)	
		5 (4)、(5)	
		6 (1)、(3)	
		7 (2)、(3)、(4)	
		8 (1)	
6	裁判官名	2 (3)、(5)	

		5 (4)、(5)	
7	書記官名	5 (5)	
8	裁判所担当部署の電話番号 及びFAX番号	5 (5)	

別表 4

本件非開示情報		開示すべき部分
1	裁判に係る議案の件名	裁判の事件名のうち、具体的な選挙名以外の部分
2	請求の趣旨（上告の請求の趣旨、請求の原因、上告人の主張、訴状の概要を含む。）	具体的な選挙名以外の部分